

災害時における機能的なドローン利活用に関する庁内ガイドライン作成 業務仕様書

1. 業務の目的

災害対応能力の向上という観点において、著しく進展する ICT 技術の活用は不可欠であり、ドローンの利活用は防災 DX を推進する重要な項目である。一方、今年元日に発生した能登半島地震においては、災害時におけるドローン利活用の有用性ととも、災害時に設置される都道府県の航空運用調整班との調整、災害時の有人航空機とドローンの空域管理等の課題が明らかになったところである。

本業務は、能登半島地震で明らかになった課題を踏まえ、神戸市役所内のドローン保有状況に応じた、災害時における機能的なドローン利活用に関する庁内ガイドラインの作成に関して委託するものである。

2. 委託期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 31 日まで

3. 業務内容

(1) 庁内ガイドラインの作成

災害時における機能的なドローン利活用に関する庁内ガイドラインを作成すること。ただし、記載内容は、「(2) 先進事例の調査及び監修有識者への意見聴取」を踏まえた上で、適宜、内容を検討すること。

①ガイドライン記載想定項目

- (ア) 災害時のドローン利活用に関する関係法令・諸制度
- (イ) ドローンの使用上のリスクと注意点
- (ウ) 災害の種別及びフェーズに応じたドローンの活用方法
- (エ) 災害時のドローン飛行に関する市内部の業務分担
- (オ) 兵庫県（航空運用調整班）との調整方法
- (カ) 事業者による支援に関する受援ルール
- (キ) 「(2) 先進事例の調査及び監修有識者への意見聴取」を踏まえ、必要となった項目
- (ク) 各項目の記載内容については、事前に発注者の承諾を得ること。

その他記載項目・内容については、発注者と協議の上で決定すること。

②庁内ガイドライン作成にあたっての庁内調整

受注者は 2025 年 1 月 20 日（月曜）までに庁内ガイドラインの概要を作成すること。受注者が作成した概要をもとに、発注者側で市役所の関係部局に意見照会するため、受注者は提出された意見を庁内ガイドラインに適切に反映すること。なお、提出された意見を確認した結果、市役所の関係部局間で内容を調整する必要性が明らかになった場合には、市役所の関係部局を対象

に会議を開催することとする。市役所の関係部局への意見照会、会議を実施する場合の会場は神戸市役所会議室で実施するため、それらの経費は委託費に含めないこと。

(2) 先進事例の調査及び監修有識者への意見聴取

①先進事例の調査

(ア) 災害時のドローン利活用における先進的な自治体・民間企業等の事例について、現地調査を含めた情報収集を行うこと。

令和6年3月に「ドローンを活用した防災・減災対策に係るガイドライン」を策定した和歌山県は必須で調査すること。他にも調査を予定する自治体・民間企業等について、企画提案書に具体的に記載すること。

(イ) 情報収集先の自治体・民間企業等については、発注者と協議の上、決定すること。

(ウ) 調査にかかる受託者の旅費、その他必要となる費用は委託費に含む。

(エ) 調査した内容は庁内ガイドラインとは別途に成果品として納入すること。

②監修有識者への意見聴取

(ア) 本ガイドラインの監修有識者として、以下の有識者を想定している。

国立研究開発法人防災科学技術研究所

マルチハザードリスク評価研究部門 内山 庄一郎 研究員

※国立研究開発法人防災科学技術研究所と本市は 2023 年に包括連携協定を締結しており、本事業は包括連携協定を活用した取組みとして推進している。

(イ) 初回の打合せ協議での意見聴取は必須とし、必要に応じて上記の有識者に意見聴取すること。意見聴取する際には発注者も同席できるように日程調整すること。

(3) 3. (1) (2) の業務を踏まえた検証及び庁内説明会の実施

3. (1) (2) の業務内容、本市のドローン保有状況や地理的属性等を踏まえ、災害時に本市がより機能的にドローンを利活用するために実証実験もしくは図上訓練で検証すること。具体的な実施内容・実施方法に関しては企画提案書に明記すること。

また、3. (1) (2) の成果物に関して、市役所の関係部局を対象に、庁内説明会を実施すること。会場は神戸市役所会議室で実施し、開催にあたっての出欠調整は発注者で実施するため、それらの経費は委託費に含めないこと。

4. 打合せ協議

打合せ協議は、契約締結の日から履行完了まで月1回程度の頻度で実施する。WEB開催も可とする。打合せ日程については、企画提案書に明記すること。

5. 成果品

電子データ (CD 等) 2 枚で、以下の成果品を納入すること。

- (1) 災害時における機能的なドローン利活用に関する庁内ガイドライン
- (2) 災害時のドローン利活用における先進事例の調査

6. その他

本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。